

第4回子どもの権利部会

令和3年3月1日（月）

午前10時から正午

上之原会館 集会室A B

次 第

- 1 開会
- 2 議題
子どもオンブズの在り方について
- 3 その他
- 4 閉会

配布資料

- (1) 次第
- (2) 資料1 2 部会委員意見一覧（資料9の更新）
- (3) 資料1 3 小金井市における（仮称）子どもオンブズパーソンの基本的な考え方（案）
- (4) 参考 部会報告書（案）

<子どもの権利部会における各意見について>

※意見のあった項目・・・●

1. 基本方針●
2. 権利擁護委員の職務及び責務
 - (1) 職務●
 - ア 個別救済
 - イ 啓発・教育
 - ウ 制度改善
 - エ モニタリング
 - (2) 責務
3. 救済機関以外の責務・連携体制●
4. 相談・申立て●
5. 調査・勧告等
 - (1) 調査●
 - (2) 勧告等●
 - (3) 報告●
 - (4) 公表
 - (5) その他
6. その他●
 - (1) 権利擁護機関の組織・体制
 - (2) 相談の方法・ツール
 - (3) その他

子どもの権利部会における各意見について

<p>1. 基本方針</p>	<p>"底上げ"や"問題解決力を上げる"というのは、教育的な意味合いにならないか。また、子ども達は自分で強くならなければいけないというような感じに聞こえるのではないか。</p> <p>変革という言葉ではなく、別の表現が良いのではないか。</p> <p>世田谷区は行政用語を控え、読みやすいような条例になっている。そのような工夫も条例に必要。市民が見ても分かるような文言の選び方も大事ではないか。</p> <p>システムを作る段階で個人の相談員の裁量や実力に任せる部分と、ここは作らなければならないという部分を切り分けなければならない。同意を得るというのをどのぐらい強く制度に盛り込むかや、子どもを主体とした文言（子どもの望む形の解決）などを考えたほうが良いのではないか。現場でケースバイケースになってしまうので、柔軟な運営ができるような文言が必要になるのではないか。</p> <p>小金井市に住んでいて他自治体の学校に行っている子ども、他自治体から小金井市の学校や施設に来ている人も、対象にしていくような制度が必要である。</p> <p>18歳までの サポートで良いのかというのは、これを機に考える必要があるのではないか。</p> <p>最近、子どもと若者を接続の関係でとらえる。39歳より若いということにとらえて体制を整えている自治体もある。その中で広げるのか、子どもに焦点を当てるのかについては議論が必要。</p> <p>子どもの権利においては、一つの区切りとして18歳としているが、18歳を超えたときに、小金井市としてどのような相談事業があるのかということは調べておき、子どもオンブズの対応外になるときに、その後の接続ができるような、小金井市全体での設計というのが必要になるのではないかと思う。</p>
<p>2. 権利擁護委員の職務及び責務</p> <p>(1) 職務</p> <p>ア 個別救済</p> <p>イ 啓発・教育</p> <p>ウ 制度改善</p>	<p>子どもの権利を基盤とした相談のアプローチを既存窓口を広げていく役割も子どもオンブズはになっていくのではないかと思う。</p> <p>大人の意識変革と大人に限るのではなく、小さいことでも言い合えるまちの構築や救済が子どもの自己肯定感の醸成等に繋がるのではないかと思う。</p> <p>調査報告書からの検討事項 子ども自身が自分を肯定できる環境を提供することによって、悩んだら誰かに相談してみようという子ども自身の相談への積極性や意欲向上に向けた対応の有無について、窓口の担う役割として行なうか検討が重要である。</p> <p>子ども達を守るもの（相談窓口）があるんだということを広報活動で広める必要がある。</p> <p>大人への「子どもの権利」の周知・啓発に留まらず、子ども達にもそれらを周知する必要性がある。</p> <p>子どもオンブズ制度について、直接子どもオンブズに関わる側と、地域市民の皆さんと、それぞれに対して「子どもオンブズとはどのようなものなのか」についてをいかにアナウンスしていくべきなのかが重要だと感じる。</p>

エ モニタリング	
(2) 責務	

3. 救済機関以外の責務・連携体制	
	市の機関に関しては協力義務を入れ込んでいき、それ以外の機関については協力の努力義務を入れていく必要がある。また、調査結果で問題があった場合、市の機関への是正要請と、民間や都立・国立に対する意見や要請はレベルを分けて法的な位置づけをしていく必要がある。

4. 相談・申立て	
	まずは、困ったを相談できること、相談したことについて受け止めてもらえることが子どもにとっての安心できる相談への第一歩であると考え。
調査報告書からの 検討事項	子どもたちが相談しやすいツールを提供することによって子どもの相談に積極的対応することを検討していく必要がある。
調査報告書からの 検討事項	窓口設置においては専用の相談室や相談スペースを設けて子どもの相談に対応する必要があるのかどうか検討する余地がある。

5. 調査・勧告等	
(1) 調査	匿名性を担保しながら相談を受け続けることも可能である。
	オンブズが調査に行くときに権利侵害を救済していくためには、「協力しなければならない」という条例を課すことで子どもの最善の利益を確保し権利侵害を回避し、情報開示ができるような法的根拠を持たないと情報開示はしてもらえないので、調査権限を条例で課す必要が出てくる。互いが連携でき、独立性が担保できるような条例設計が必要となる。
	制度上の設計の部分と、制度設計をもとにどのように運営していくのか、運営していく側が調査権等をかざしていくのではなく、救済につなげていきたいという姿勢を示しながらケースを積み重ねることにより、小金井市における認知度を上げていく。一緒に考える中で、「助かった」というような文化を地域に広げていくことが重要である。
(2) 勧告等	独立性の議論をする際には、事務局とオンブズの関係性をどう位置付けるかということも関係してくる。
(3) 報告	
(4) 公表	
(5) その他	

6. その他

(1) 権利擁護機関の組織・体制

子どもが自力で解決したことによって自己肯定感が高まり、満足できるような仕組みが必要ではないか。

個別救済優先型とし幅広い救済をしていくとなると、かなりマンパワーが必要になってしまうのではないか。

相談者はオンブズパーソンを選んで来ても、その先で相談場所を振り分けられてしまうと、相談者の意図が伝わらなくなってしまうのではないか。

最善の利益に向けて解決イメージを共有していくという面で関係機関との連携が重要となる。

関係機関とオンブズとで同じ解決ビジョンを描き、さまざまな方法で解決を図らなければならない。子どもオンブズが強い意志を持って指導できる権限が必要ではないか。

子どもの意見や意志をしっかり受け止めることができる、傾聴できるということが重要である。

関係機関との連携においては、共通理解を図ることが難しい。家庭、学校、地域の三者において共通理解（意識の一致）が重要になる。

情報開示の問題は、連携すれば解決するのか。それとも、独立性と言ってしまうと、連携ができないのか。そもそも、連携と情報伝達は別枠なのではないか。情報に関する公開の在り方は決めておくべきだが、それによって独立性が損なわれるわけではないと思う。

子どもオンブズの専門性や有資格者の必要性については、相談を受けたことのあるような（相談関係の業務経験がある）人でないと、いくら有資格者でも、そういった経験がないと相談者である子どもは離れていく。

調査報告書からの
検討事項 相談受付方法や窓口（相談室）設置有無等の検討の際には、小金井市における子どもの権利に係る相談に適切に対応できる人員数及びその専門性を決定していくことが課題となる。

調査報告書からの
検討事項 未就学児等の低年齢層の子どもたちの救済に向けた救済体制の構築についても検討していくことが重要である。

(2) 相談の方法・ツール

子ども達が柔軟に相談できる相談受付・対応時間帯（休日・祝日の柔軟な受付や、平日の学校から帰宅した後の時間など）について検討が必要である。

相談のツールについて、より幅広い子ども達から悩みの相談を受け付けられるようにするためには、SNSなどを含め、さまざまなツールの活用が必要ではないか。

子どもが匿名で相談でき、自分が名乗ると決めた場合には名乗れる、それをワンストップでできるのがオンブズではないか。

(3) その他

関わる人がいかに大切かというところがある。そのための研修や市民や子どもへの内容の周知をしていくことが大事。

学校側が協力を求める連携が欲しい。こちらから求めるのは当たり前だが、逆も欲しい。支援システムがたくさんありながら、学校だけでなんとかしようというようなことで最悪の状況になってしまったケースもあるので、学校がどこかに協力を求めるような、そんな関係性をどう作っていくかについても、視野に入れて検討いただければと思う。

こがねいし 小 金 井 市 に お け る (仮 称) 子 ども オ ン ブ ス パ ー ソ ン の 基 本 的 な 考 え 方 (案)

基本方針

- ① ○公正かつ独立性と専門性のある立場から、子どもの最善の利益の確保及び子どもの権利の救済に取り組む第三者機関として、(仮称)子どもオンブズパーソンを設置します。
- ② ○(仮称)子どもオンブズパーソンは、子ども一人ひとりに寄り添い、子どもの権利を実現するために、子ども自身の考えをじっくり聴きながら、一番良い方法を一緒に考えていきます。

(仮称)子どもオンブズパーソンの職務及び責務

<職務>

- ① ○子どもの権利侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援、調整を行うとともに、子どもの意思を尊重した解決を目指すことで、権利の救済につなげます。
- ② ○子どもの権利侵害を取り除くために、調査、是正のための勧告等を行います。
- ③ ○子どもの権利の周知啓発を行い、子どもの権利を実現する文化及び社会づくりを行います。

<責務>

- ① ○子どもの権利侵害の早期発見及び予防に努めます。
- ② ○子どもの権利救済の過程で知り得た相談者の情報について、守秘義務を負います。その職を退いた後も同様とします。
- ③ ○子どもの権利の救済にあたっては、市の関係機関等と連携をとり、協力しながら、公正に職務を努めます。

相談・申立て

- ① ○すべての人※は、(仮称)子どもオンブズパーソンに対して、すべての子どもの権利の侵害に関する事項について、相談や侵害を取り除くための申立てをすることができます。
- ② ○(仮称)子どもオンブズパーソンは、相談及び申立てがあった場合はこれを受理します。
- ③ ○(仮称)子どもオンブズパーソンは、相談及び申立てを受理した事項が、市内に住所を有する子どもに係る事項ではない場合、または、市内の学校等に在学または在勤している市外在住の子どもに関するものであって、相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じた事項ではない場合は、適切な機関に引き継ぐように努めます。
- ④ ○(仮称)子どもオンブズパーソンは、相談の継続支援過程において相談者である子どもが18歳以上となったときなどその他適切な支援機関がある場合は、その機関に引き継ぎます。

※18歳未満の子ども(小金井市内に在学・在住・在勤)の権利の侵害に関して相談をしようとする、すべての人を指します。

ちょうさ かんこくとう 調査・勧告等

<調査>

- ① ○（仮称）子どもオンブズパーソンは、申立てに基づき、子どもの権利の侵害についての調査をすることができます。
- ② ○（仮称）子どもオンブズパーソンは、申立てがない場合においても、子どもが権利の侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき調査をすることができます。
- ③ ○（仮称）子どもオンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係機関に説明、資料の提出を求め、または、実地調査することができます。
- ④ ○説明、資料の提出、または実地調査を求められた市の機関は、その要求に対して適切に対応しなければなりません。
- ⑤ ○説明、資料の提出、または実地調査を求められた市の機関以外のものは、その要求に対して可能な限り協力するよう努めなければなりません。

<調整>

- （仮称）子どもオンブズパーソンは、相談の結果、関係の再構築など必要があると認めるときは、子どもの最善の利益に基づく相互理解を促し子どもの権利侵害を取り除くために調整を行うことができます。

<勧告等>

- ① ○（仮称）子どもオンブズパーソンは、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くために必要があると認めるときは、関係機関に対して勧告や是正の要請、または制度改善を求める意見表明をすることができます。
- ② ○是正勧告を受けた市の機関は、その是正勧告を尊重し、適切に対応しなければなりません。
- ③ ○是正要請を受けた市の機関以外のものは、その是正要請を尊重し、可能な限り協力するよう努めなければなりません。

<報告>

- ① ○（仮称）子どもオンブズパーソンは、勧告や是正の要請を行ったとき、必要があると認めるときは、その措置への対応状況について報告を求めすることができます。
- ② ○市の機関は、（仮称）子どもオンブズパーソンに対して、勧告や是正の要請等の措置への対応状況について理由を付して報告しなければなりません。
- ③ ○市の機関以外のものは、（仮称）子どもオンブズパーソンに対して、勧告や是正の要請等の措置への対応状況について理由を付して可能な限り報告するよう努めなければなりません。

<公表>

- （仮称）子どもオンブズパーソンは、必要があると認めるときは、勧告や是正の要請、意見表明及び報告（理由を含む。）の内容を、公表することができます。

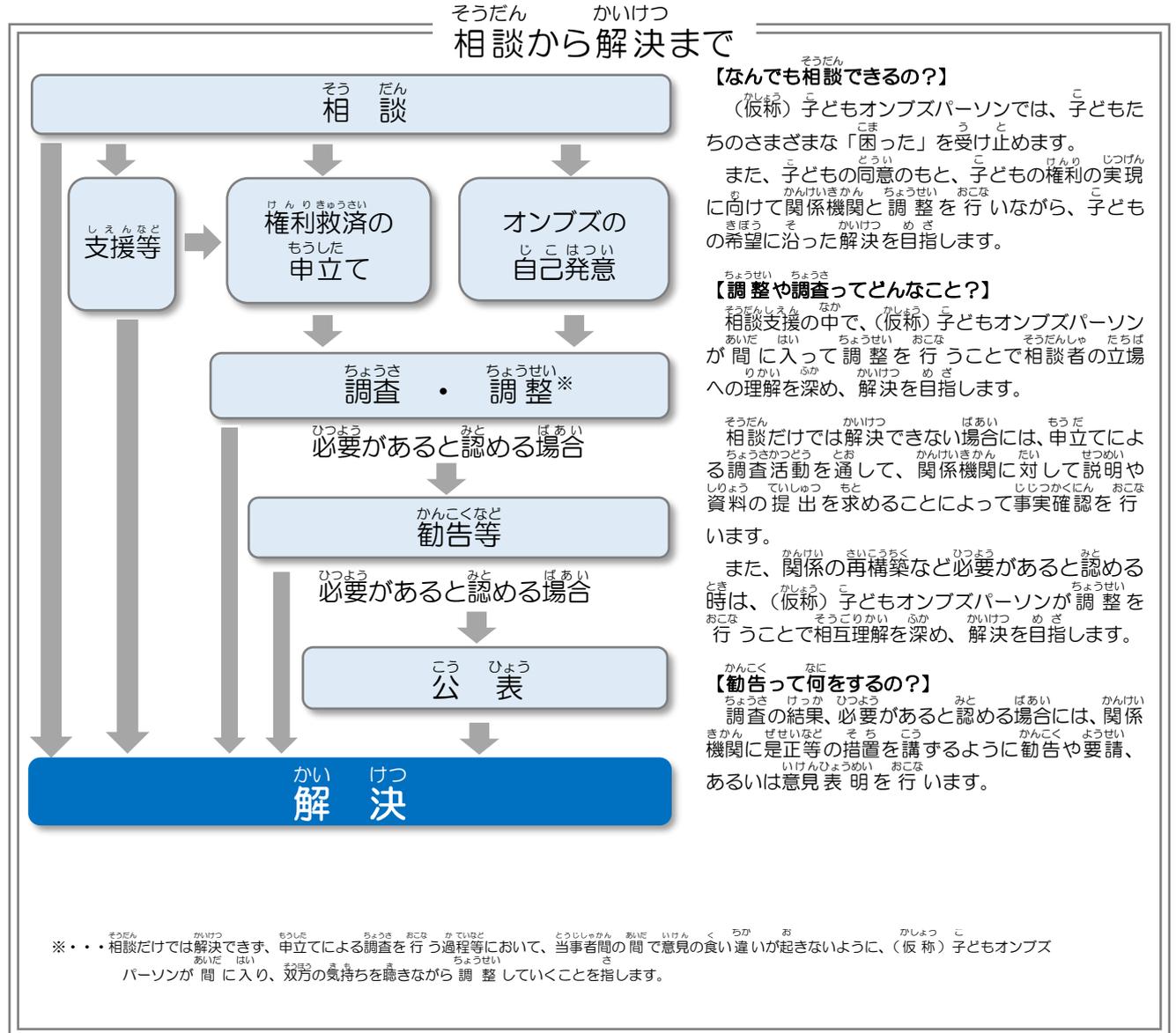
その他

- ① ○（仮称）子どもオンブズパーソンの職務を補助するため、調査相談員を置きます。
- ② ○（仮称）子どもオンブズパーソンは、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表します。

※次ページに、相談から解決までのイメージ図があります。

相談から解決までのイメージ

(仮称)子どもオンブズパーソンでは、子どもたちのさまざまな悩みについて相談を受け、適切な助言や支援、調整を行うことで子どもたちの救済に取り組みます。また、相談だけでは解決に至らない場合などは、救済の申立て等に基づいて子どもの権利の実現に向けて、調査や調整を行います。調査及び調整後、必要に応じて、勧告や意見表明等を行い、解決を目指します。



また、(仮称)子どもオンブズパーソンは、その活動を通して、小金井市における子どもの権利を実現する文化及び社会づくりを目指します。

子どもの権利を実現する文化及び社会づくり

